

## 令和6年度（2024年度）金沢大学法科大学院入学試験問題

### 【B日程入試】法律専門科目試験

#### 憲法 出題の意図

##### 問題1

9条俳句訴訟（東京高判平成30年5月18日、判時2395号47頁）をテーマにした問題である（最一決平成30年12月20日により上告棄却）。この判決は、公民館だよりへの掲載を拒否されても、他の媒体での公開は可能であるから、表現の自由の侵害には当たらないが、公の施設が、思想・信条を理由に他の住民と比較して不公正な取扱いをしたときには、人格的利益を侵害するものとして国賠法上違法となると判示した。

必ずしもこの判決を知っている必要はないが、関連する判例としてはたとえば最一判平成17年7月14日（船橋市図書館蔵書廃棄事件、民集59巻6号1569頁）などがある。また、表現そのものを禁止するわけではなくとも、表現の場を確保できないことが間接的制約になりうるという点では、泉佐野市民会館事件（最三判平成7年3月7日、民集49巻3号687頁）や金沢市役所前広場事件（最一決平成29年8月3日、最三判令和5年2月21日）、「表現の不自由展かんさい」の会場使用許可をめぐる決定（最三決令和3年7月16日）なども参考になる。

##### 問題2

憲法89条の「公の支配」は、これを厳格に捉えて事業の方針や人事についてまでのコントロール権を要求すると、現在の私立学校や社会福祉法人、NPO法人等への助成がすべて違憲となってしまうという問題があり、適切ではないので、会計報告や会計監査、是正勧告等、補助金の使い道についての監督が及べばよいという緩和説が通説となっている。